令和元年度第4回 地域密着型介護老人福祉施設 運営推進会議

令和元年10月 介護報酬改定について

介護報酬改定について

- 1. 消費税引き上げに伴う、施設利用料金変更について
- 2. 介護職員等特定処遇改善加算算定について
- 3. 生活機能向上連携加算算定について

消費税引き上げに伴う、施設利用料金変更について(在宅老人デイサービスセンター)

增税前 基本料金 (6時間以上7時間未満)

• 要介護1 662単位(円)

要介護2 782単位(円)

要介護3 903単位(円)

• 要介護4 1023単(円)

要介護5 1144単(円)



増税後 基本料金 (6時間以上7時間未満)

要介護1 666単位(円)

要介護2 786単位(円)

要介護3 908単位(円)

要介護4 1029単(円)

要介護5 1150単(円)

消費税引き上げに伴う、施設利用料金変更について(在宅老人デイサービスセンター)

増税前 基本料金(1ヶ月)

- 要支援1 1647単位(円)
- 要支援2 3377単位(円)



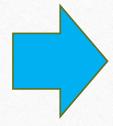
増税後 基本料金(1ヶ月)

- 要支援 1 1655 単位(円)
- 要支援2 3393単位(円)

消費税引き上げに伴う、施設利用料金変更について(在宅老人デイサービスセンター)

增税前 食事料金(1食)

食事料金 500単位(円)



増税後 食事料金(1食)

· 食事料金 504単位(円)

消費税引き上げに伴う、施設利用料金変更について(地域密着型特別養護老人ホーム)

增税前 基本料金

- 要介護1 565単位(円)
- 要介護2 634単位(円)
- 要介護3 704単位(円)
- 要介護4 774単位(円)
- 要介護5 841単位(円)



增税後 基本料金

- 要介護1 567単位(円)
- 要介護2 636単位(円)
- 要介護3 706単位(円)
- 要介護4 776単位(円)
- 要介護5 843単位(円)

消費税引き上げに伴う、施設利用料金変更につい(地域密着型特別養護老人ホーム)

増税前 食事料金・居住費 (第4段階のみ変更)

- 食事料金 1380単位(円)
- 居住費 840単位(円)



増税後 食事料金・居住費 (第4段階のみ変更)

- 食事料金 1392単位(円)
- 居住費 855単位(円)

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算とは①

- ・令和元年10月から消費税増税と共に新たに運用が開始され、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された、「勤続年数 10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う」という方針に基づき、制度設計が行われています。
- ※「経験・技能のある介護職員」は、勤続10年以上の介護福祉士が基本となりますが、 「勤続10年以上」の判断には事業所の裁量が認められています。ほかの法人などでの 勤務期間を勤続年数に加えることや、「勤続10年以上」ではない人を独自の能力評 価に基づいて加算の対象とすることも認められています。

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算とは②

介護職員等特定処遇改善加算は加算(I)・加算(I)と2区分にわれており、算定するには、ある程度の要件をクリアする必要があります。当施設では加算(I)の要件をクリアしているため、加算(I)の算定をさせて頂きます。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)の点数

• (基本料金+処遇改善加算以外の各加算)×2.3%

生活機能向上連携加算算定について

生活機能向上連携加算とは

利用者の居宅や入所施設にサービス提供責任者と訪問リハビリや通所リハビリの専門職 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)が同行して訪問し、共同で介護計画を作成し た場合に付与される加算です。

内容

・現在、当施設では看護師が機能訓練指導員として配置されており、利用者の日々の身体能力維持に努めています。そこにリハビリ専門職の助言・評価を得て共に介護計画を作成することで、根拠ある訓練を行い、介護度の重症化を予防していくものとなっています。

生活機能向上連携加算算定について

リハビリの専門職とは

砂川福祉会には、老人保健施設みやかわ内に通所リハビリテーションが存在しており、そこにはリハビリの専門職として作業療法士が在籍しているため、その協力を得ています。

生活機能向上連携加算の点数

1ヶ月につき100単位(円)

さいごに

福祉業界における課題として、人材の確保と介護職員の 待遇の悪さがあげられています。今回の介護報酬の改定も その改善策の一部となっています。新たな加算を算定する ことで、施設利用料の負担が増えることとなりますが、何 卒ご理解のほどをよろしくお願いします。

次回 施設内部研修

·感染褥瘡防止対策委員会主催:感染症予防対策(嘔吐物処理)研修会